

学校感染症とその出席停止期間

(別紙1)

	学 校 感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 一 種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱・クリミアコンコ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト ・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア ・特定鳥インフルエンザ(H5N1) ・重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで
第 二 種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) → ・新型コロナウイルス → ・百日咳 → ・麻疹(はしか) → ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) → ・風疹(三日はしか) → ・水痘(水ぼうそう) → ・咽頭結膜熱(プール熱) → ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 → 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児は 3 日)を経過するまで ・発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ・特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後 3 日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消退後 2 日を経過するまで ・症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第 三 種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<p>条件によっては出席停止の措置が考えられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の感染症 <p>溶連菌感染症、A 型肝炎、B 型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。